

## 川崎社会保険病院の医療機能の保全を求める意見書

昨年12月、国は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に対し、川崎社会保険病院の譲渡を指示した。

川崎社会保険病院は、救急医療の後方を担う療養病床が大きく不足している本市の現状に鑑み、休床している病床を活用して療養病床を整備するようこの本市議会の各会派からの要請に対し、平成22年12月には50床の療養病床を整備するなど、近隣地域のみならず、市全体としても同病院の医療機能はますます重要性を増していたところである。

一方で、厚生労働省は、社会保険病院等の譲渡等に当たっては、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮すること、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定することを平成21年3月6日付けの通知において方針として示しており、川崎社会保険病院の譲渡もこれに基づき決定したはずである。

さらに、本市でも、譲渡条件に関し、本年2月に同病院の医療機能の確保と譲渡先への円滑な引継ぎを求める意見を、RFOに提出している。

しかしながら、現在、同病院では、新規入院の停止が予告されるなど、医療機能の保全が行われておらず、地域住民に大きな不安を抱かせている。

よって、国におかれては、川崎社会保険病院の医療機能を確保し、譲渡先への円滑な引継ぎを行うため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療従事者の安定的な確保に努めるなどにより、譲渡及び引継ぎ期間中における川崎社会保険病院の医療機能が保全され、患者本位の病院運営が行われるよう、運営主体である社団法人全国社会保険協会連合会に対する指導を更に強化すること。
- 2 川崎社会保険病院の譲渡を決定した国及び所有主体であるRFOの責任において、譲渡先を始め譲渡手続の経緯や今後の日程等について、市民、病院職員等に対して説明すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長

宛て